

國學院大學學術情報リポジトリ

嵯峨朝における文章と経国：漢文芸の二重の価値

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宋, 晗, Song, Han メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000401

嵯峨朝における文章と経国

— 漢文芸の二重の価値 —

宋 吟

一、はじめに

古代日本史上初の勅撰漢詩集である『凌雲集』の序文は、このように書きおこされている。「魏文帝曰へることあり、「文章は経国の大業、不朽の盛事なり。年寿は時有りて尽き、榮榮は其の身に止まる」と。信まことなる哉いかに」。魏の文帝のこの有名な言葉は『典論』「論文」に記されたものであり、「論文」は『文選』に収録されていた。序の作者である小野岑守は『文選』からこの一文を取ってきたと考えられる。嵯峨朝・淳和朝は漢風諷歌

の時代と呼ばれ、『凌雲集』（八一四年）『文華秀麗集』（八一九年）『経国集』（八二七年）と、わずか一五年の間に三つの勅撰漢詩文集が生み出された。二〇世紀以降の日本漢文学研究においてこの時代の様相を把握するのに、詩賦制作が国家経営に資するという嵯峨朝の文学理念たる文章経国思想を表すスローガンとして、『凌雲集』序に引用された魏文帝の文言は定位されてきた。本稿はこの思想を考察の対象とするが、先行研究が蓄積されているので、次節では研究史を整理しつつ論点を提示する。

二、研究史概観

文章経国思想がはじめて指摘されたのは、校註日本文学大系24「懐風藻・凌雲集・文華秀麗集・経国集・本朝統文粹」（一九二七年）の尾上八郎氏による解題である。尾上氏は平城・嵯峨・淳和三帝が漢詩文に熟達していたことが因となって皇親・廷臣の漢詩文制作が促され、その思想的根柢が『典論』『論文』の揚言であったとし、「いわゆる、『文章経国之大業、不朽之盛事。』という信条が、堅く保持せられていた」（現代仮名遣い・常用漢字に適宜改めた）という。解題という制約もあつて概略的ではあるものの、平安朝初頭における時代思潮としての「文章経国」が岡田正之氏の『日本漢文学史』（一九二九年）に言及されていないのを思えば、尾上氏がいち早く指摘した事実は留意すべきである。

尾上氏の指摘に実証が加えられるのは池田源太『奈良・平安時代の文化と宗教』（永田昌文堂、一九七七年）「文章経国」（初出一九六二年）および小島憲之『上代日本文学と中国文学』下巻（塙書房、一九六四年）「弘仁・天長期における勅撰詩集の成立——凌雲新集・文華秀麗集・経国集——」であった。ただ、

平安朝文学研究の領域に目を向ければ、両氏より早く阿倍秋生氏が文章経国思想を論じているのが注目される。阿部氏は『国文学解釈と鑑賞』24—11「文学精神の流れ」（一九五九年）の第二章中古を担当し、「弘仁期の意欲」という一分節で左のように述べている（現代仮名遣い・常用漢字に改めた）。

平安初頭の日本人が、漢文学にこれだけの比重をかけたことは、それが、「経国之大業、不朽之盛事。」であるの自負があつたからだとは思われるが……『懐風藻』（七五—）と同じく、唐詩の模倣でありながら、一応の意欲としては、模倣を越えて、彼等自身のものを盛りこもうとしていたらしい……

阿部氏の指摘は、『古今和歌集』成立以前の平安朝において和文学作品が寥々たるものには対して勅撰三集『日本後紀』をはじめとする漢文の述作が夥しいという事実に端を発している。傍線部に示したように、阿部氏は「懐風藻」と勅撰三集の間に横たわる詩風の相違に、留保付きではあるが嵯峨朝の詩文創作の独自性を指摘するが、その「弘仁期の生氣」の思想的根柢として『典論』『論文』が措定されているのである。

現在の我々が知る文章経国思想の骨子は、ほぼ阿部氏の概説に作られていたといつてよい。ついで池田・小島両氏の論を概観しよう。まず、両氏の論で文章経国思想の論拠とされている資料を提示する。^③

①『凌雲集』序

臣岑守言、魏文帝有曰、「文章経国之大業、不朽之盛事。年寿有時而尽、榮樂止乎其身」。信哉。

臣岑守言す、魏文帝曰へること有り、「文章は経国の大業、不朽の盛事なり。年寿は時有りて尽くることあり、榮樂は其の身にとどまる」と。信なる哉。

②弘仁三年勅（『日本後紀』弘仁三年五月二日勅所引）

経国治家、莫善於文、立身揚名、莫尚於学。

国を経め家を治むるに、文より善きは莫く、身を立て名を揚ぐるに、学より尚きは莫し。

③弘仁一四年二月二八日、有智子内親王山莊への行幸時に賦された嵯峨御製（『続日本後紀』承和一四年一〇月二六日条・有智子内親王薨伝）

忝以文章著邦家 忝くも文章を以て邦家に著はる

莫将榮樂負煙霞 榮樂を将て煙霞に負くことなかれ

即今永抱幽貞意 即ち今より永しへに幽貞の意を抱き
無事終須遣歲華 無事にして終に歳華を遣るべし

第一に池田源太氏の文章経国論は、右掲資料①②③を嵯峨天皇の経国的文学観の表れと評価して詩文が「政治と表裏一体の關係を持つもの」と概括し、弘仁・天長年間に頻繁に開催された詩宴をその具体例とみなす。池田氏の文章経国論は奈良朝後期を含みこむものであり、律令の規定で官僚に漢文の作成能力を求めていた結果、漢文の唯美性を集約する詩文への意識が朝野に充溢したと氏は素描する。文章経国思想の形成基盤をひろく時代の中で把握した池田氏の論は、その後の文章経国思想研究の枠組を決定づけるものであった。

次に小島憲之氏の論であるが、氏は池田氏の論をふまえてつづ、勅撰三集の序文を分析し、同時代に高揚していた「文章経国」思想が三集の序に反映され、文章の政治性不朽性が標榜されたとする。小島氏は池田氏と同じく、嵯峨朝の文学活動がスローガンとしての「文章経国」に駆動され、空前の高まりをみせた点を論じるが、それに文学研究の立場から光をあてたと評価しうる。嵯峨朝における文章経国思想は通説として受け止められ、以降、様々な角度から嵯峨朝詩壇の特質が照射されてゆくこと

となる。

このような通説に再考を促したのが滝川幸司氏の「勅撰集の編纂をめぐる——嵯峨朝に於ける「文章経国」の受容再論——」(『アジア遊学』188、二〇一五年)である。滝川氏の趣旨は、文章経国思想が因となって勅撰三集が成立したのではなく、むしろ前代未聞の勅撰集編纂の正当性を担保するものとして、『凌雲集』序に文帝の揚言が選ばれたとする。なるほど小島氏は『典論』「論文」が『凌雲集』序に引用されるまでの古代日本官人が考える文章と政治の關係性を論じたうえで「文章経国」を論じてはいるものの、その後の研究史上の通説的理解はやはり『典論』「論文」に文章経国思想なるものが内包されており、それが嵯峨朝に移植され花開いた、といったような図式が支配的であり、かかる理解が精確でないことは滝川氏が指摘する通りである。『典論』「論文」の趣旨と『凌雲集』序の趣旨には明らかかな齟齬があり、序の作者である小野岑守は、いわば断章取義的に文帝の言葉を引用しているのである。

さて、滝川氏は文章経国思想は朝廷全体をひろく覆うものではなく、限定的であったと推定する。氏が明らかにしたように、勅撰三集中、国史に上進の記載があるのは『経国集』のみであり、『凌雲集』『文華秀麗集』までをも含めて勅撰集編纂が国家

的大事業であったと評価するのは無理がある。それでは限定的であったとした場合、文章経国思想を抱いていた官人集団は、当然ながら詩賦を制作することが職務たる嵯峨朝詩人、ということになる。勅撰三集に入集した官人の大半が大学寮文章科での専門訓練を受けた経験があったからである。漢詩文の専門家である文章科出身者にとり、詩賦はいかなる意義を有するのか。それにはまず、文章経国思想に対する従来の解釈を押さえおく必要がある。小島氏の『典論』「論文」に関する記述を引用する。

この「論文」にみえる「文章は経国の大業」云々は、文学の地位の独立性を述べたものであり、在来の儒教的政治的文学観を放逐し、ここに文学に新しい意味を附与した論である、中国学者諸家の説くところである。

「論文」にみえる文章が文学であり、ここに文学が儒教から離れて独立したとの見解は、はやくに鈴木虎雄氏が『支那詩論史』(一九二五年)に「文学自覚の時代」の根拠として指摘したものであるが、文章即文学という解釈に論理の飛躍がある。ことは、その後の研究で明らかにされている。小島氏も「論文」

にいう文章経国は功利性が強調されていると認めており、右掲論文では「多少の割引をして考えねばなるまい」ともことわっている。とはいふものの、先行研究における文章経国思想理解の問題は、せんじつめれば漢風全盛という嵯峨朝の文脈にひきずられて文章経国Ⅱ文学経国へと、論を性急に進めた点にある。

その結果、『凌雲集』序に掲げられた経国の文章観と、実際に勅撰三集に収録された詩の唯美的な作風との齟齬が指摘され、文章経国思想は空疎な観念的粉飾に過ぎないという見解が生み出されることとなった。小島氏は前掲論文において文章経国思想を「うわすべりで過大な空言」とさえ述べているのである。しかしながら、小野岑守が天皇の意を承け、嵯峨朝詩人の代表者として『凌雲集』序を執筆した時、文学理念を表しうる数多の文言を読み比べ、極めて冷静にそれらの表現の効果を勘案した結果、『典論』「論文」を選択した、といったような理解は同時代の詩壇の雰囲気即したものであるのか。むしろ「論文」の揚言を選びとったところに、君臣の生気のうねりを読み取るべきである。

本稿の目的は、詩人たる文章科出身者を取りまく嵯峨朝の政治環境をふまえ、「文章は経国の大業……」を引用して詩の価値を言挙げするに至った彼らの自己認識を検討することにあ

る。よつて第三節では、魏晋から唐までにかけての文章と経国の関係を検討し、第四・五節では第三節を前提として嵯峨朝における文章と経国の関係を分析する。

三、人材の条件としての文章経国

「文章は経国の大業にして、不朽の盛事なり」という曹丕の揚言はまことに印象的であるが、ここにいう文章が純粹な文学であるのか否か、そして文章がなにゆえ功利性と不朽性を有するのか、本文の脱漏^⑤が想定されるほどに曹丕の真意はつかみづらい。そこで本節では「論文」の解釈を試みる前に、魏晋南朝・唐の資料で文章と経国が関連して用いられる文例を検討し、官人の文章と経国に対する一般的な理解を探りたい。文帝の揚言は、おそらく本人の趣意から離れて官人に理解されるようになったと考えられるからである。その一例として魏末の^{おうきよ}應璩の「百一詩」(『文選』卷二一)を掲げる。訓みくだしは新釈漢文大系に従う。

1 下流不可^レ処 君子慎^レ厥^レ初

下流に^レ処^レる可^レから^レず 君子は^レ厥^レの初^レめを慎^レむ

- 2名高不宿著 易用受侵誣
 名は高くとも 宿め著ず 用て侵誣を受け易し
- 3前者隳官去 有人適我間
 前者に官を隳ずて去る 人有り我が間に適く
- 4田家無所有 酌醴焚枯魚
 田家有る所無し 醴を酌み枯魚を焚く
- 5問我何功德 三入承明廬
 我に問ふ「何の功德あつて 三たび承明の廬に入る
- 6所占於此土 是謂仁智居
 此の土に占むる所 是を仁智の居と謂ふ
- 7文章不経国 筐篋無尺書
 文章は経国せず 筐篋に尺書無し
- 8用等称才学 往往見嘆譽
 等を用て才学を称せられ 往々にして嘆譽せらるる」
 と
- 9避席跪自陳 賤子実空虚
 席を避けて跪いて自ら陳ぶ「賤子は実に空虚なり
- 10宋人遇周客 慚愧靡所如
 宋人は周客に遇ひ 慚愧して如ふ所靡し」と

詩題の「百一」の意味は諸説紛々として定かではないが、ひとまず魏末の司馬氏専横に揺れ動く世相を諷つたものと解する。官を辞して郷里に戻つた作者を有る人物が訪問し、その無才を非難して作者はただただ恥じ入るばかり、という戯曲的構成であるが、ここで注目したいのは5〜8である。5の「承明廬」は宮中の承明門の傍にある宿直室で、皇帝の任官命令を受ける場所。7の「筐篋」は文箱、「尺書」は意見書をいう（以上新釈漢文大系）。来訪者は応璩に対して、足下に何の功と徳があつて三度の任官に預かつたのか、足下の文章は経国の役に立たず、文箱に意見書もないのに、なぜ「才学」があると世間から評価されて称賛を受けたのだ、と非難している。非難の根拠は文章が経国の水準に達していないのにもかわらず「才学」を世間から認められている点にあつた。ここにある文章は詩賦のみを指したのではないだろう。『三国志』魏書「応璩伝」裴松之注所引『文章敍録』によれば、応璩は典著作の職に就いていたという。『三国志』魏書「衛覲伝」には「詔を受けて典著作となり、また『魏官儀』を為る」とあり、応璩と同じ典著作の任にあつた衛覲は儀式書『魏官儀』を編纂していた。従つて応璩の在官時の職務にはさまざまな文書の作成が含まれていたと類推される。『文章敍録』によれば応璩は「博学にして属

文を好み、善く書記を為」ったという。書記は実用文の類であり、応璩詩という文章もまた政務と関わる文書を念頭においていると考えられる。『典義論』『論文』で奏・議・書・論・章・表が文章に含まれていたこと、曹丕が論評した建安七子が各種の公文書作成に長けた官人であったことも思いかえしたい。「百一詩」で応璩は自らの文章が経国に値しないというが、それをうらがえせば、文章が経国の域に達する者こそが政治に有用な人材であるということになる。

学才が「経国」につながる例を南朝に求めてみよう。『宋書』「袁豹伝」は袁豹が有能であることを「博学にして文辞を善くし、経国の材有り」と評しているが、「博学善文辞」は先に見た『文章敍録』の応璩評の「博学好属文」と同工異曲であることは言をまたない。「袁豹伝」では続けて、袁豹に「経国の材」があるために劉宋の建国者・劉裕（この時は東晋太尉）に招聘されて長史になったといひ、学才を見込まれて招聘されたことが分かる。このように見てくれば、文章は人材の質を量る目安であり、同時に政治に不可欠な文書であったということが了解される。ついで科挙制度が整備された初唐において文章と経国がどのように扱われていたのかを確認しておこう。李嶠が成均祭酒補任をふたたび固辞する旨を述べた「自内史再讓成均祭酒表」

（『文苑英華』卷五七七）を掲げる。

臣本諸生、階縁常調。幼趨『詩』『礼』、才学修身。①長習文章、罕能経国。徒以淹年曠日、積勩累劳、②無翼而偶摩霄、不材而参構廈。

臣本より諸生、常調に階縁す。幼くして『詩』『礼』に趨り、才学身に修む。①長らく文章を習へども、経国を能くすること罕なり。徒らに以て年を淹し日を曠しくし、勩を積み劳を累ね、②無翼にして摩霄に偶ひ、不材にして構廈に参ず。

引用箇所では李嶠は自らの平凡不才を縷縷述べる。①ではながらく文章を研鑽してきたものの経国をよくすることができず、②では翼を持たずして偶然にも天に達し、不才でありながらも朝政に与かつてしまったと自己卑下している。①で文章と経国が対置されていることにも留意しておきたい。李嶠は右の謙遜の辞とは裏腹に、弱冠にして進士科に及第した俊英であった（『新唐書』「李嶠伝」）。引用箇所からは身を立てる手段としての文章、文章に習熟することで自他から期待される「経国」の才能、そしてその先に国政参画という、科挙官人の理想的な、

かくあるべき階梯が認められる。つまり文章は一個人の官僚としての総合的な能力を反映するものとみなされていたのである。

これまでの検討をふまえて、『典論』「論文」の揚言である「蓋し文章は経国の大業、不朽の盛事なり」の解釈に戻ろう。本節では「経国の大業」≡功利性、「不朽の盛事」≡不朽性という二極から、これまで検討してきた用例と「論文」の接続点を考えたい。『典論』「論文」執筆当時の曹丕の社会的地位を確認すれば、少なくとも王太子の座にあり、魏王国の次代を担う立場にあった。つまり曹丕は人材として登用されるのではなく、人材を登用する為政者の立場から文章を捉えていた。曹丕にとつて生涯の富貴は既に確約されていたのであるから、帝王としてその視線が個人の立身出世をつきぬけた不朽の功業・不滅の名声へとむかうのは当然である。『典論』「論文」末尾に「遂に目前の務めを営んで、千載の功を遺る」と述べられているように、「論文」の趣旨の微細はさておき、曹丕は当面の政治に汲々とするばかりでは即物的に過ぎ、志士たるものそれを超えて永遠不滅の功業≡不朽性を求めるべきだと考えているが、文章は功利性と不朽性を合わせ持つ媒体と見なされているのである。曹丕はまた、「文章経国の大業……」の後続で「文章」の典型例に『周易』『礼記』を例示しており、自らの文章もまた五経の

ごとき社会の規範として永世に伝わることを望んでいたと見られる。

もとより「文章」の功利性と不朽性は複雑に絡まり合っており、この二つの極の間にさまざまな位相があると考えるべきであろう。先に見てきた応璩（典著作）・袁豹（太尉長史）・李膺（内史）は中下級実務官人として上級者からの抜擢を待つ立場にあるため、彼等にとり、文章というものは立身出世を企図する功利性に比重が置かれている。それは立身出世に汲々とした晋の潘岳も同様であり、「闲居赋」（『文選』卷一六）では「顧みて常に以為く、士の生まるるや、至聖にして軌無く、微妙にして玄通なる者に非ざれば、則ち必ず功を立て事を立て、当年の用を効す」と述べるのである。士として凡庸な自分は当面の要務に身を打ち込むしかない、という潘岳の文言は「目前の務めを営んで、千載の功を遺る」ことを戒める曹丕の主張と位相を異にする。ひるがえって為政者たる曹丕は、応璩ら士人一般がまず望む経国の極致である大業と、それを超越した不朽の名声を追求しうる立場にあるのである。

これまでの検討をまとめれば、詩賦に限定せず文章というもの考えた場合、それは国家社会に有用であることであり、吉川幸次郎氏がつと指摘したように、作詩作文の能力は「士人

を士人たらしめる資格⁽¹³⁾」を意味する。曹丕の揚言は士人全般に共有されるかかる倫理的雰囲気を印象的に織りなした、いわば表象である。唐の科挙を模して大学寮を設置した古代日本においても、公文書に大学寮の機能が経国を担う人材の養成であると述べた例がある。天長元年（八二四）八月二〇日に淳和天皇の諮問に答えて奏上された公卿の意見書のなかに多治比今麻呂の「諸氏子孫をして咸く経史を讀ましむる事」（『本朝文粹』卷二）という奏言があり、貴族子弟全員の大学寮就学を建議したものであるが、その根拠として多治比今麻呂は「古典に緬尋し、前王を歴覽すれば、求賢に勞め、経国に逸る」を掲げ、人材を求めて経国に勤しむのが歴代の君主の務めであるとしている。今麻呂が経国を用いているのは、おそらくは「国を経め家を治むるに、文より善きは莫く……」で書き出された嵯峨天皇の弘仁三年（八一二）勅以来、賢才の条件としての用語である。経国が官人に知られるようになったことを示唆する。それでは個人の経国の質が反映される文章は、古代日本でいかに定位されているのだろうか。

四、平安朝初頭における文章の公的価値

嵯峨朝詩壇を彩る菅原清公・小野岑守・滋野貞主・仲雄王らが輩出された大学寮の文章科は学科として比較的新しく、聖武朝の神龜五年（七二八）に新設され、発足当初は大学本科である明経に分属するものであった。文章科は文書作成を学ぶ学科であるわけだが、その成立の要因の第一には、唐制を継受して古代日本でも装飾的な駢文による文書作成が行われていたことが挙げられる。公文書を作成するには、難解屈曲な文体によって書かれた經典の学習だけでは不十分であり、『史記』『漢書』などの史書や、名文を収録した『文選』を学習・研鑽するのが効果的ということになる。文章科の新設は、明経科のみでは対応できない国家と学習者双方の要請に応えるのが目的であったのであり、律令制度を支えるために平安朝初頭の朝廷が求めた官人像とは、經典・法律の解釈が可能であるだけでなく、典故・修辭が整えられた各種公文書を作成可能な人材であったことが看取される。

文章科は各種公文書を作成する官僚の養成が目的であると述べたが、つとに久木幸男氏は文章科設立の目的が宮廷詩人養成

であったと指摘¹⁵⁾している。一見して公文書を作成する実務官僚と宮廷詩人は職掌が異なるように思われるけれども、天皇・親王・高官が主催する大小の宴にて詩賦を献じることは、漢文で公文書を作成する実務官僚の職務に含まれるのである。嵯峨朝詩壇を担った小野岑守（小野篁の父）や菅原清公（菅原道真的祖父）は、単に宮廷詩人であったというだけではなく、実務官僚としても活躍していたのである。行政を滞りなく執行するための各種文書も、年中行事などの特別な日に宴の場を麗しく演出する詩賦も、ひとしく朝廷が必要とする文章であった。そのため文人に命じて詩を賦す、という記述が『統日本紀』以降の正史に散見するのである。

聖武朝に発足した文章科は、律令制再振興が図られた光仁・桓武朝において成長を遂げるが、それを象徴するのが延暦年間開始された文章生試である。その初見は菅原清公薨伝（『統日本後紀』承和九年一〇月一七日条）の「弱冠にして奉試し、文章生に補す」であった。古藤真平氏が指摘するように、文章生試は「合格してから本格的に学問を始めるのではなくて、修学の結果の卒業・就職試験的なもの¹⁶⁾」である。したがって文章科に学ぶ者は秀才・進士試及第を経ずとも、卒業試験的な文章生試を通過するだけで任官が可能となった。その好例が小野岑

守であり、延暦一六年頃¹⁷⁾（七九七）に文章生試に及第し、文章得業生試を経ずして（『二中歴』に「非成業」と明記）任官している。任官後の岑守が嵯峨天皇の近臣として重用され、国政に参与していたことは先学の論考²⁰⁾に詳しい。

文章生試で更に特筆すべきは、それが詩による選抜試験であったという点である。現存『経国集』卷一三に収録された南淵弘貞（延暦一五年及第）の「奉試詠梁」や小野岑守の「奉試詠天」などがその証左である。古藤氏が明らかにしたように、詩による登用試験の実施は大学寮教育における「詩文の作成を指導する」という「文」の教育の拡充²¹⁾を意味しただけではない。

近時、李宇玲氏が明らかにしたように、唐では玄宗朝初頭から進士科試験に詩賦が課され、天宝一〇年（七五一）頃に定制となっており、文章生試実施は唐王朝最新の制度改革を積極的に導入する桓武朝の唐風政策の一環²²⁾でもあった。

文芸的な詩賦は社会的効用を持たないかのように思われるけれども、そもそも六朝期より鮑照ら非有力氏族出身の官人は、皇帝・諸王に詩賦を含めた文章の作成によって任せ、出世の足がかり²³⁾としていたのであった。詩賦に技術的に巧みであることは有力者の推輓を得るのに有効であったのであり、玄宗朝に詩賦を進士科受験者に課することがほぼ定例化した²³⁾ということは、

詩賦の持つかかる効用を公的に認めて制度化したということでもある。奈良朝末期に『懷風藻』が成立したように、古代日本でも詩は官人の教養を示すものとしての価値を有していたのだが、桓武朝において詩の社会的効用は決定的なものとなった。任官への近道が開かれた文章科の学生が詩の価値を強く意識したことは間違いない、ここに文章経国のスローガンを支持する精神的基盤が形成されたと推定されよう。次節ではこれまで検討してきた内容をふまえ、嵯峨朝の文章経国思想について考える。

五、嵯峨朝の文章経国——詩賦が持つ二重性——

これまでの考察では文章がもつ功利性に焦点を絞ってきた。小野岑守らにとって詩賦は立身出世の足がかりを得るための媒介であったわけだが、『凌雲集』序は文章と詩の功利性のみを主張したものではない。本節では『典論』『論文』の揚言に提示された功利性と不朽性に注目して『凌雲集』序を読もうと思う。一部節略して掲げる。

1 魏文帝有曰、「文章経国之大業、不朽之盛事。年寿有

時而尽、榮樂止乎其身」。信哉。2 伏惟皇帝陛下、春台展熙、秋荼翦繁。3 睿知天縱、艷藻神授、猶且學以助聖、問而增裕。4 屬世機之靜謐、託琴書而終日、嘆光陰之易暮、惜斯文之將墜。

1 魏文帝曰へること有り、「文章は経国の大業、不朽の盛事なり。年寿は時有りて尽くることあり、榮樂は其の身にとどまる」と。信なる哉。2 伏して 惟れば皇帝陛下、春台展熙を展べ、秋荼繁きを翦る。3 睿知は天縱、艷藻は神授なるも、猶且つ学びて、聖を助け、問ひて裕を増す。4 世機の静謐なるに属りて、琴書に託せて日を終へ、光陰の暮れ易きを嘆じ、斯文の將に墜ちなむとすることを惜しむ。

大意として岑守は「論文」の揚言を引用して文章の意義を説き、ついで天資聰明な嵯峨天皇が天下太平裡に琴書をたしなみ、斯文が喪われることを案じて詩集編纂を思い立ったことを述べる。234において天皇の政治によって天下が治まり、それゆえに天皇は琴書にひねもす親しんだという文脈に注目したい。「春台展熙 秋荼翦繁」は春に高台に登って臣下と楽しみ氣を晴らすこと、厳しい刑法を廢して仁政を敷いたこと（小島注）。

「睿知天縱 艷藻神授」は天皇の知性と文才を述べたもの。その上で「猶且學以助聖 問而增裕」というように、嵯峨天皇は學問に精勵していたのであった。したがって23は嵯峨天皇の為政者としての卓越した能力を讃えているのだが、それは學才に裏打ちされた、いわば經國の力でもある。4では嵯峨天皇の經國のもとに達成された天下太平のもと、ようやく琴書の楽しみに天皇が没頭しえたことを延べ、その過程で文化の精華たる「斯文」の消失を天皇が憂慮し、後世に残すことを企図して詩集を編纂するのであった。

『凌雲集』序において文帝の揚言が持つ功利性と不朽性の枠組それ自体は継承されており、序全体を貫く基調となっている。文章の經國の力によって天下は治まったものの月日は白駒が駆けるように過ぎ去ってしまうのであるから、そこで当世の文章を世々伝えようというのである。しかしながら、文帝と小野岑守がそれぞれ重心を置く文章のジャンルに相違がある。文帝の想定する文章は儒教の經典や奏・議であるのに対し、『凌雲集』序の文章は詩なのである。いったい文章という言葉は『典論』「論文」において思想書に傾いてはいるものの、その後の六朝唐の用例を見れば詩賦が文章の中で最上位に位置するようになる。賦によって文學創作を語ったものとして知られる陸機の「文

賦」(『文選』卷一七)には「詩は情に縁りて綺靡たり、賦は物を体して瀏亮たり。碑は文を披きて以て質を相け、誄は纏綿として悽愴たり。銘は博約にして温潤、箴は頓挫して清壮たり。頌は優遊して以て彬蔚たり、論は精微にして朗暢たり。奏は平徹にして以て閑雅、説は焯曄にして譎誑たり」(訓みくだしは新釈漢文大系による)とあり、陸機は詩・賦・碑・誄・銘・箴・頌・論・奏・説の一〇種類のジャンルの特性について述べているが、その中で詩と賦がまず掲げられていることが注目される。『典論』「論文」のジャンルの内訳が奏・議・書・論・銘・誄・詩・賦であることを思えば、魏晉南朝を通じて詩賦の地位が急速に上昇していったことにわれわれは気付かされるのである。そして六朝唐の用例と照らし合わせた場合、小野岑守の文章理解は筋違いではなく、むしろ共通解に近いものといえる。数ある文章のジャンルの中で最も文芸的で、作者の精神性が前面にあらわれる詩賦は、公文書一般より「不朽の盛事」にふさわしいジャンルであったのではないか。詩を詠じることが政治家としての才能・教養と、そして精神のありようを表すものである、という古代日本官人の通念は既に「懷風藻」に端緒が見える。藤原麻呂の「暮春、弟の園池に置酒す」序には左のような一文があった。

登高能賦、即是大夫之才

— 高きに登りて能く賦することは、則ちこれ大夫の才なり
体物縁情、豈非今日之事

物を体し情に縁るとは、豈に今日のことならずや

宜裁四韻、各述所懐、云爾

宜しく四韻を裁りて、各おの懐ふ所を述べよと云爾

この一文の隔句対において前半は属目の風物を言語化するこ
とが大夫たるものの才能であり、後半では当座の詩作が陸機の
「文賦」にいう詩賦のスタイル（「縁情」「体物」）に合致するこ
とを、二重否定「豈非……」で強調したものである。現代語に訳せば、
かの陸機がいう物を表し、情を述べるといふのは、まさに今日
の詩会ではありませんか、といったほどの意味である。そして
この場にいる士大夫が「懐ふ所を述べること、いわば「述懐」
を換言すれば、士大夫としての精神のありようを宴の場で相互
に承認しあうことである。侍宴応制や官人同士の贈答詩を取録
した『凌雲集』にたちもどれば、嵯峨朝詩壇の比類なき気風を
世に伝えるというのがその目的であった。それは、『凌雲集』
より四年後に成立した『文華秀麗集』序により明確に表れてい

る。

1 豈非□□儲聰、製文之無虛月、朝英国俊、挾藻之靡絶
時哉。2 或氣骨彌高、諧風騷於声律、或輕清漸長、映綺靡
於艶流。3 可謂略變椎而增華、氷生水以加厲。4 英声因而
掩後、逸仙藉而冠先。

1 豈に□□儲聰、文を製るに虚しき月無く、朝英国俊、風
藻を挾ぶるに時靡からずあらむや。2 或は氣骨彌高く、風
騷を声律に諧へ、或は輕清漸く長け、綺靡を艶流に映す。
3 輅は椎より變じて華を増し、氷は水より生じて厲しきを
加ふと謂ふべし。4 英声 因りて後を掩ひ、逸仙 籍りて
先に冠たり。

1は聡明なる天皇・皇親と俊英なる臣下が詩文製作に精勵し
ていることを述べたもの。やはり詩作を能くするものが英才で
あるという認識を示唆する隔句対であるが、その英才の程は、
2に具体的に示されている。君臣の「氣骨」の高さは『毛詩』「離
騷」に匹敵し、「輕清」に長じて、「綺靡」（艶麗な表現）が「艶
流」（美しい文章）に流れ出している、といったほどの意味で
あるけれども、「氣骨」は文章の風格が優れていることを意味

すると同時に、人物の特性というニュアンスが含まれている。詩文集が奈良・平安朝初頭でよく読まれていたとされる駱賓王の「齊州張司馬に上る啓」（『駱賓王集』巻六）には張司馬の為人を「風情は疏朗にして、霜明月湛の資なり。氣骨は端嚴にして、雪白水清の概なり」としているが、霜・月・雪・水に擬される張司馬の超俗的な人格は「風情」と「氣骨」の二つの点から説明されている。よって『文華秀麗集』序の「氣骨」は文章の風格を指すものであるが、そこには作者の人格が含意されているのだ。3では『文選』序をふまえて当代の詩作が古今に比類なきことを述べる。「輅」は天子が乗る大車、「椎」は手押し車。仲雄王は文章が質朴から華麗へ変遷すると発展的にとらえており、当代の文華こそが最盛期との主張である。4ではこの嵯峨朝詩の声価を後世に伝えるべきというが、それは文章を通じて作者の氣骨＝精神を伝える、ということに他ならない。

つまり『文華秀麗集』序も『凌雲集』序と同じく嵯峨朝詩文の永遠不滅ならんことを祈願しているのである。『凌雲集』序に『文華秀麗集』序のような精神性は明示されていないものの、「曠光陰之易暮 惜斯文之將墜」が文章が喪われることを憂慮した嵯峨天皇の意向による詩集編纂を述べたものであるのだから、天下太平の時代の氣風、そして詩人の精神を記念する意図

があったと考えて差し支えないであろう。『凌雲集』で官位順に詩作が配列されるということは、入集者それぞれの官人としての精神のありように編者陣が注目していることを裏書きする。よっていままで分析のキーワードとして用いてきた不朽性は、君臣の自己認識に関わる精神性に収斂されるべきなのである。

総じて、小野岑守の「論文」引用は曹丕の真意から離れた断章取義であったが、それは同時に嵯峨朝の文脈に沿った創造的な再解釈であった。思えば『凌雲集』序における文帝の揚言引用は、ともすれば観念的と評されてきた。しかしこれまで考察してきたように、詩が桓武朝以降の日本において人材登用という機能を持つものであった以上、文章科に学ぶ者は詩の価値を強く感じたことであろう。文章経国思想は空疎で観念的なたまえなのではなく、小野岑守ら文章科出身者の明瞭に言語化しえない、それだけに深い実感がこもっていたものと見なくてはならない。文章科は大学寮の本科たる明経道をしのぐ勢いで拡張し、文章科出身者は時の朝廷に重用されたのであるから、曹丕の印象的な揚言は、文章科出身者の進取の気を形容するのにふさわしい。と同時に、『典論』「論文」は文章科出身者のみならず、嵯峨天皇の漢文芸愛好の価値を保証するものでもあった。

このスローガンは君臣の漢文芸に対する位相の異なる認識を兼載しうる、いわば言葉の器なのである。

六、おわりに

これまでの考察をまとめれば、文章経国思想は嵯峨朝詩人による『典論』『論文』の再解釈と、文章の中でも社会的効用が曖昧だった詩賦の価値を叡慮のもとにはじめて宣言した点に、その獨創性を認めるべきである。滝川氏が指摘するように『凌雲集』撰進は国家的事業と呼ぶには小規模であり、正史に撰進が記録されていないことからも公的価値は従来想定されていたほどに高くはない⁽²⁸⁾。だが、弘仁一二年(八二一)に嵯峨朝詩壇の一員であった藤原冬嗣の上卿符宣で文章博士の官位が従五位下に引き上げられ、明経博士を抜いて大学寮教官中最高位となったことなどに鑑みれば、論理の展開が曖昧な『凌雲集』序はむしろ嵯峨朝漢詩隆盛の兆しといえる。『凌雲集』より一三年の後に成立した『経国集』序では、古代中国詩史を整理したうえで『典論』『論文』が嵯峨朝漢文芸の美文至上主義の根柢であることを、辞賦は雕虫の小技に過ぎないと貶めた揚雄と對比して「揚雄が法言の愚、道を破りて罪有り。魏文が典論の智、

国を經めて限りなし」と明言していることから、文章経国思想は、弘仁長期の高揚と退潮を経て、ようやく明確な定義を得たのであった。

本稿では詩賦を含める文章が嵯峨朝詩人にとり多面的な価値を持っていたことを確認してきた。詩は立身出世の糸口であり、宴に奉仕するという職務の一部であり、そして自らの精神を表す媒体でもあったのである。若かりし日の小野岑守は常日頃より『文選』をひもとき、『論文』を誦んじたことであろう。かゝるがゆえに岑守は、文帝の揚言への共感を禁じ得なかつたのである。「信なるかな」と。

注

(1) 本稿における『凌雲集』『経国集』の本文・訓みくはしは小島憲之『国風暗黒時代の文学』(中(上)〜下三 塙書房、一九七三年〜一九八九年)に、『文華秀麗集』の本文・訓みくはしは岩波日本古典文学大系69(小島憲之校注)に従った。本稿において小島憲之氏の注釈を参照する場合、小島注と表記する。

(2) 池田氏が文章経国思想を考察の対象とした論考は「文章経国」(原題「平安初期における文章の経国的性格」『古代学』10、一九六二年)であるものの、その観点は「藤原時代の文化の性格」(『奈良大学紀要』7、一九五七年)に既に提示されている。

- (3) 文章経国思想の主な論拠を提示する、という整理の仕方は後述する滝川幸司「勅撰集の編纂をめぐる——嵯峨朝に於ける「文章経国」の受容再論——」(『アジア遊学』188、二〇一五年)に倣ったものである。氏の論は文章経国思想研究史の総括としても優れている。参照された。
- (4) 小島氏は一九七三年に発表した『国風暗黒時代の文学 中(上)』(塙書房)「文章は経国の大業なり」で文章経国思想についてより詳細に検討している。氏は文章経国思想が平安朝初頭に受容された下地を上に求め、主として文武朝前後の対策文(『経国集』所収)の分析を通じて漢文作成能力が律令官人に要請され、やがて文章製作と国家経営が結合し、文化理念として貴族層に浸透・内面化されていった過程を叙述する。
- (5) たとえば今井源衛『漢詩文と平安朝文学』(今井源衛著作集8 笠間書院、二〇〇五年)「平安初頭の文学」(初出一九六八年)で嵯峨朝漢文学について左のように述べている。
- 弘仁期の勅撰三詩集は、多少とも、序文などでこの文字(『典論』「論文」宋注)への共鳴をあらわにしている……それは反面、我が国古代律令制のイデオロギーが、いかに主體的に脆弱なものであつたかをも思わせる。……律令制が、そのイデオロギーの根拠たる中国経史の学を軽んじて、末梢的な修辭の学へ乗りかえること自体が、そのイデオロギーが政治の現実にとつては実体の乏しいアクセサリーに過ぎなかつたことを思わせる……
- 引用箇所の記事からすれば、嵯峨朝の文章経国思想が文学思想として流行し、ついに律令制を支えるべき経史の学を凌駕し、古代日本律令制の弛緩をまねく要因となつたと今井氏は理解していると考えられる。
- (6) 松浦友久『日本上代漢詩文論考』(松浦友久著作選Ⅲ 研文出版、二〇〇四年)「上代漢詩文の理念と様式——詩文実作の意味するもの」(初出一九六六年)
- (7) 『国風暗黒時代の文学 中(上)』(塙書房、一九七三年)「文章は経国の大業なり」
- (8) 岡村繁「曹丕の『典論論文』について」(『支那学研究』24・25、一九六〇年一〇月)。なお近年では松角悦子「経国と文章——漢魏六朝文学論——」(汲古書院、二〇一八年)「経国と文章——建安における文学の自覚——」(初出二〇一二年)が「典論」論文研究を概括している。
- (9) 前注所掲岡村論文。また近年では、『文選』の編者が『典論』(論文)の本文を刪定して曹丕と建安七子の友情物語に仕立てたとする福井佳夫氏の指摘もある。『六朝文評価の研究』(汲古書院、二〇一七年)「曹丕——典論論文」の文章」(初出二〇一〇年)
- (10) 中唐の李咸の「田獲三狐賦」(『文苑英華』卷一三四)に「文章経国たらば、則ち一代の英儒なり」という表現もある。
- (11) 『三國志』裴松之注所引『搜神記』によれば、文帝の後継者である明帝曹叡は三公に下した詔書に「先帝が昔著したる『典論』、不朽の格言なり。其を廟門の外及び太学タガクに石に刊みて石経と並ばせ、以て永に來世に示さん」と述べている。「石経」とは五経を刻んだ石碑であり、明帝は亡父の意志を汲んで『典論』を五経に匹敵する文章であると宣言したことにならう。
- (12) 潘岳がいう土として為すべき「立功立事」の発想をさかのぼれば「左伝」襄公二四年条の「太上には徳を立つる有り、其の次には功を立つる有り、其の次には言を立つる有り」に至るが、『典論』(論文)もかかる儒教的価値観に根ざしていることは網祐次氏が『中国中世文学研究——南齊永明時代を中心として——』(新樹社、一九六〇年)「文体の変遷——南朝時代を中心として——」(初出一九四二年)で指摘し

ている。

- (13) 『吉川幸次郎全集』第二卷（筑摩書房、一九六八年）「士人の心理と生活」
- (14) 古藤真平「文章科と紀伝道」（『古代学研究所研究紀要』3、一九九三年）の概括によれば、律令条文の規定上、秀才・明経・進士はいずれも「経」と「文」の高度な学習を経た者を選抜する任官試験であった。
- (15) 久木幸男『大学寮と古代儒教』（サイマル出版会、一九六八年）46、49頁
- (16) 後藤昭雄『平安朝漢文学論考』（補訂版 勉誠出版、二〇〇五年）「宮廷詩人と律令官人と——嵯峨朝文壇の基盤——」（初出一九七九年）
- (18) 注（14）所掲古藤真平「文章科と紀伝道」
- (19) 文章生試及第の推定年代は李宇玲『古代宮廷文学論』（勉誠社、二〇一一年）『経国集』の試帖詩考』による。その後の岑守の経歴については古藤真平「八・九世紀文章生、文章得業生、秀才・進士試受験者一覧（稿）」（『国書逸文研究』24、一九九一年）を参照した。
- (20) 金原理『平安朝漢詩文の研究』（九州大学出版会、一九八一年）「小野岑守考」（初出一九七三年）、後藤昭雄『平安朝漢文学論考』（補訂版 勉誠出版、二〇〇五年）「小野岑守小論」（初出一九七九年）、藤原克己『菅原道真と平安朝漢文学』（東京大学出版会、二〇〇一年）「小野篁の文学」（初出一九八六年）
- (21) 注（14）所掲古藤真平「文章科と紀伝道」
- (22) 注（19）所掲李宇玲『経国集』の試帖詩考』
- (23) 六朝期の寒門の士が出世するには名士の推薦、皇帝の眷顧が必要であり、寒門の文人は政界の有力者の目に叶う詩文を作らねばならなかった、という視座はつとに森野繁氏の『六朝詩の研究』（第一学習社、一九七六年）「齊・梁の文学集団と中心人物」77頁に提示されている。近年では土屋聰氏が『六朝寒門文人 鮑照の研究』（汲古書院、

二〇一四年）で類似する見解に基づいて鮑照の文学を分析し、従来の才子不遇というステレオタイプではなく、詩賦を含めた文章の作成で忠勤し、有力者に取り立てられてゆく中下級官人としての鮑照像を照射する。

- (24) 注（19）所掲李宇玲『経国集』の試帖詩考』
- (25) 六朝における文学観の展開については、興膳宏『中国の文学理論』（中国文学理論研究集成1 清文堂、二〇〇八年）「六朝期における文学観の展開——ジャンル論を中心に——」（初出一九八八年）を参照されたい。

- (26) 半谷芳文氏は「勅撰三漢詩集考——序文と初唐の文章観——」（『中古文学論攷』2、一九八三年三月）で「弘仁天長期の「文章」理念が：（中略）…たてまえ的存在であると考えることに、慎重にならざるを得ない」と述べる。半谷氏の論証の角度は本稿と少なくない相違点があるものの、氏の主張は首肯される。

- (27) 漢風全盛の時代である弘仁・天長期を過ぎてもなお文章科出身者の極官が上昇していたことは古藤真平「嵯峨朝時代の文章生出身官人」（『アジア遊学』188、二〇一五年九月）に指摘されている。また、九・一〇世紀における文章科の隆盛と衰退の流れについては、川尻秋生「日本古代における「議」（『史学雑誌』110—3、二〇〇一年）に描出されている。参照されたい。

- (28) 滝川幸司「勅撰集の編纂をめぐる——嵯峨朝に於ける「文章経国」の受容再論——」（『アジア遊学』188、二〇一五年九月）

【付記】本論の根幹に関わるところで、齋藤希史先生に貴重な御教示をいただきました。あつく御礼申しあげます。